

神戸市告示第313号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年9月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 指定する区域

西区玉津町高津橋字高ナギ49番1、54番1、55番1、55番2の各一部

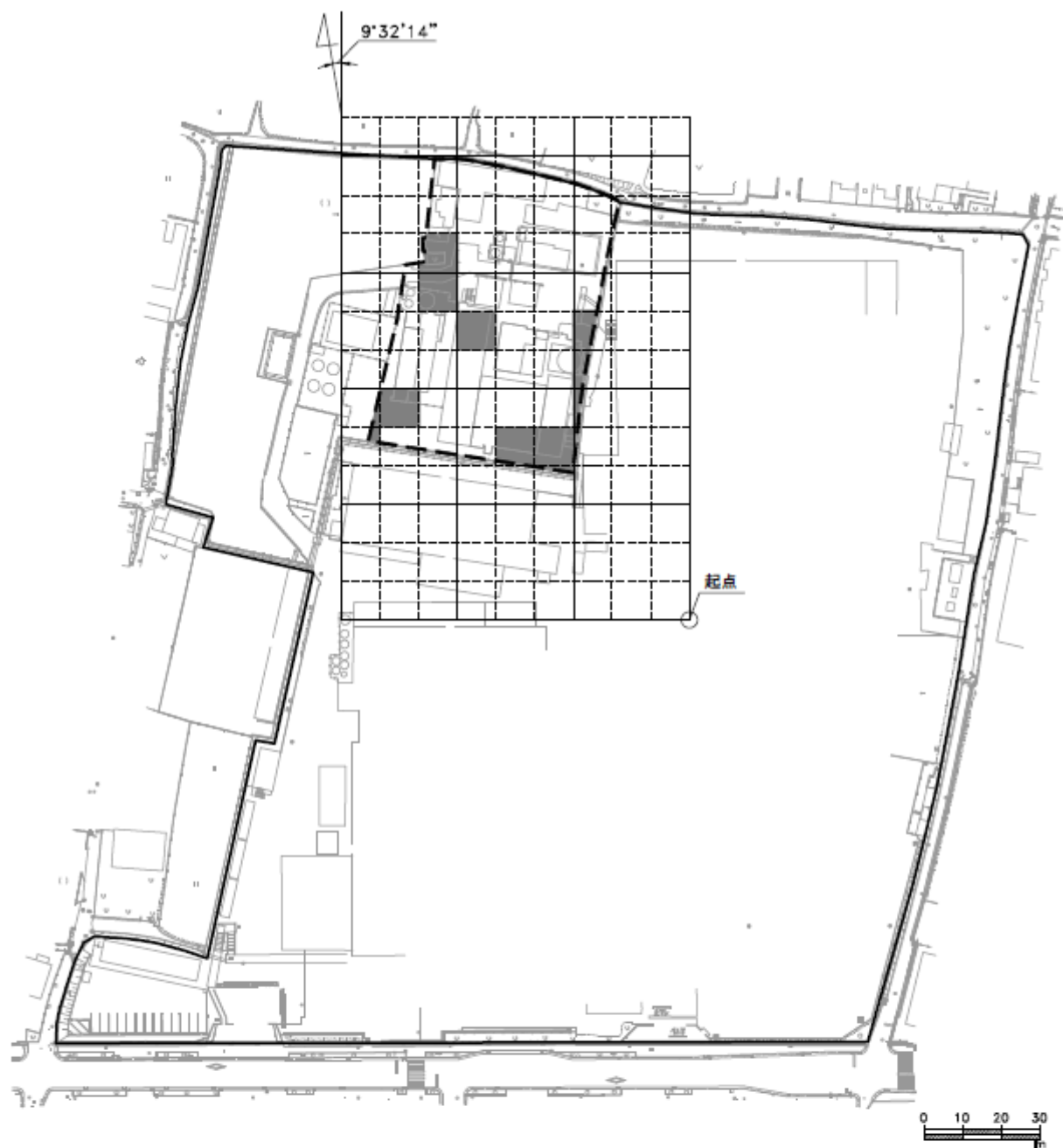
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

別図



【凡 例】

- 敷地境界
- 起点
- - - 調査範囲
- 形質変更時要届出区域

【起 点】

起点は、既往調査時
(世界測地系座標 (第5系) $X=-147652.967, Y=60785.532$)
の調査起点と同じ位置とする。

【格子の回転角度】

$9^{\circ} 32' 14''$
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと
平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を
支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。